

被収容者の熱中症対策等について

- 1 刑務所、拘置所、警察の拘留施設、入管庁の入管施設において、熱中症にかかっている人の人数を把握しているか。また、重篤な熱中症によって死亡した方がいればその人数を把握しているか。今年の6月、7月に限った報告を集計し、速報値でもかまいませんので教えてください。

【回答】

今年の6月、7月に熱中症と診断された被留置者数について調査を行ったところ、6月に、被留置者1名が熱中症と診断されたとの報告を受けております。

また、今年の6月、7月における熱中症による死亡事案の把握は、ありません。

- 2 刑務所、拘置所、警察の拘留施設、入管庁の入管施設において、昼間の気温で35度を超えるような猛暑の日が続き、夜間も25度を下回らない日もあるなど、冷房機器がない、あるいは十分な冷却効果が得られない施設での対策を教えてください。室内温度を下げるための対策、体温を下げるための対策（ぬれたタオルの配布、氷菓子や冷水の配給、団扇の使用など）について、昼間の対策、夜間の対策など具体的な事例を挙げて教えてください。

【回答】

北海道警察を除き、冷房装置はすべて設置されています。

なお、北海道警察においては、冷房装置のない留置施設では、室内温度に応じて、留置業務管理者の判断の下、扇風機やスポットクーラー等を使用しております。

- 3 刑務所、拘置所、警察の拘留施設、入管庁の入管施設において、猛暑、酷暑の際には着替えの回数、入浴の回数、ぬれタオルで汗を拭う回数、水道での顔を洗う回数など制限を設けているのか、あるいは本人に任せているのか。これらの点に関する施設内でのルール、あるいは指導内容を教えてください。

【回答】

入浴の回数については、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）第17条第1項の規定により、入浴の回数及び時間は、気候その他の事情を考慮して、留置業務管理者が定めることとされていますが、同条第2項の規定により、回数は、5日につき1回を下回ってはならないこととされております。

その他の措置については、留置業務管理者の判断の下、行われております。